

○かまくら子育て支援団体承認基準

1 趣旨

この基準は、市内で子育て支援の活動を定期的に行う団体又は個人（以下「団体等」という。）のうち、一定の基準を満たすものを「かまくら子育て支援団体」として承認するに当たり必要な事項を定めるものとする。

2 対象団体

かまくら子育て支援団体としての承認を受けようとする団体等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （１） 市内で広く鎌倉市民が参加できる子育て支援活動（概ね対象者は乳幼児から未就学児）を行っていること。
- （２） 特定の政党を支持する活動を行わないこと。また、世論の分かれる事象等において、特定の主義主張を推進し、若しくは支持し、又はこれに反することを目的とし、本市の中立性を損なう恐れがないこと。
- （３） 宗教の布教活動を行わないこと。
- （４） 営利を目的とした活動を行わないこと。参加料等を徴収する場合は、徴収の額及び目的が事業の規模と内容に応じて適正かつ明確であること。
- （５） 会員の勧誘を目的とした活動を行わないこと。
- （６） 定期的に活動を行っていること。
- （７） 設立の目的及び活動が公益に反しないこと。
- （８） 活動内容が公序良俗に反していないこと。
- （９） 役員その他の責任者が明らかであること。
- （１０） 一般の参加者を制限し、又は排除しないこと。
- （１１） 本市の行政運営に関する方針に反する活動でないこと。

3 申請

承認を受けようとする団体等は、申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。承認を受けた内容を変更する場合も同様とする。ただし、市長が特に必要ないと認めたときはこの限りでない。

- （１） 団体、実施事業、事業収支（参加料が適正かつ明確であることがわかるもの）の内容がわ

かるもの

- (2) その他市長が必要と認める書類

4 承認

- (1) 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、承認の可否について決定し、通知するものとする。

5 遵守事項

前項の規定により承認の決定を受けた団体等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 解散し、合併し、若しくは名称を変更し、又は活動を中止したときは、直ちに市長に届け出ること。
- (2) 活動の内容を変更するときは、速やかに市長に届け出て、その承認を得ること。

6 承認の取消し

市長は、承認した団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 解散したとき。
- (2) 活動を中止したとき。
- (3) 申請内容に虚偽があったとき、又は正当な理由なく申請内容と異なる活動を実施したとき。
- (4) この基準に定める要件を満たさないことが明らかになったとき、又は法令及び遵守事項に反したとき。
- (5) 対象となる活動の運営に際し、市の不名誉となる行為が認められたとき。
- (6) 市から継続申請書の提出を求めた際、それに応じなかったとき。

- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消した場合は、その旨を通知するものとする。

7 その他の事項

この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則（令和6年10月15日市長決裁）

（施行期日）

1 この基準は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日前に旧基準の規定によりなされたかまくら子育て支援団体の承認は、この基準の規定によりなされたものとみなす。